

パブリック
コメント
【検討結果】

寄せられた意見の概要や
市の検討結果をお知らせします

事案名 第5次行財政改革大綱(素案)

▶企画政策課 田 042-460-9800

【公表日】3月15日(金) 【募集期間】1月25日～2月26日
【意見件数】10件(3人)

寄せいただいた主な意見	検討結果
稼ぐ力の向上として、ふるさと納税返礼品を市内店舗のチーズケーキ、多摩六都科学館の年間パスポート、田無タワーの登頂権などを活用できたら魅力的かと思う。(1件)	財源確保の取組のひとつとして、ふるさと納税については、市内産業と連携した返礼品の拡充や、広報の工夫について検討していきます。
民間活力の活用について、行政サービスの提供を民間の営利活動に置き換えることは本末転倒である。営利を追求する民間企業はサービスの継続性に疑問がある。公設公営による事業展開の硬直が懸念されるのであれば、一部だけ民間活力を導入することも考えられる。(1件)	多様化・複雑化する地域課題に取り組むためには、民間活力を活用し、その創意工夫やノウハウを生かすことが重要です。民間活力の活用については、サービスの維持・向上や継続性も踏まえ、最も適した実施主体について検証していきます。
税金で運営され、公共の事業を行う自治体が行政サービスを「受益」と呼ぶのには違和感がある。「住民福祉の増進」の観点から市民負担は極力抑制すべきである。(1件)	特定の方が利益を受ける行政サービスは、その内容に応じ、利用者に一定の負担をしていただくことが公平と考えます。このため、受益者負担については、適正に設定する必要があると考えます。

事案名 西東京市学校施設個別施設計画(素案)

▶教育企画課 田 042-420-2823

【公表日】3月15日(金) 【募集期間】1月24日～2月23日
【意見件数】44件(21人)

寄せいただいた主な意見	検討結果
複合化により新設される学校施設は60年以上の耐用年数を想定して建てられるのか。長寿命化改修を講じなければ、再度一斉に建替えが必要となるため、その対応策も踏まえた長期計画を示してほしい。(1件)	学校施設については、建築後20～30年を目途に大規模改造工事を実施することとしているため、法定耐用年数を超えて概ね60年程度の施設利用を想定しています。
浸水対策に考慮した防災備蓄倉庫の地下階への配置、教室や廊下の仕切りを造らないことによる広い避難所スペースの確保、避難者の属性に応じた避難所スペースの確保を可能とする高層型の施設整備など災害時の対応を考慮した環境にしてほしい。(3件)	学校施設は地域の避難所としての役割も果たす重要な施設であるため、建替えにおいては、防災拠点としての機能確保の視点からも整備内容を検討していきます。
学校プールは屋内に設置し、外部業者の管理の下、安全防犯対策を講じたうえで、有料での地域利用を検討してほしい。(1件)	学校施設の建替えに伴うプール施設整備については、中学校を中心とした屋内温水プールの設置による拠点校方式を基本としつつ、自校での屋内プールの設置や民間プールの一時利用も組み合わせ検討していきます。また、地域利用の具体的なあり方については、各校の建替時に検討していきます。
学校給食の提供について、運搬コストや衛生面などを考慮すると、親子調理方式における子校を建て替える際には給食室の整備(自校式への切換え)が望ましいと思う。(1件)	本市では、自校方式での実施を理想としつつも、給食の質や中長期的なコストを考慮して親子調理方式を採用しています。今後は、中学校での給食室設置も含めてより効率的な運用方法を検討していきます。

事案名 西東京市図書館計画(素案)

▶中央図書館 田 042-465-0823

【公表日】3月15日(金) 【募集期間】1月24日～2月23日
【意見件数】32件(9人)

寄せいただいた主な意見	検討結果
居心地の良い文化施設は、子どもから大人までが集い、学び合い、育ちあえる施設です。新しい図書館建設に向けて、市に期待します。(8件)	将来の新中央館の実現に向けて、今後、取組を進めます。
図書館サービスの管理運営は、市が行うことが望ましい。(3件)	この計画では、5年間の図書館事業の取組を示しているため、管理運営方式については記述していません。
図書館の司書職員の専門性を向上させるような研修、育成に取り組んでほしい。(2件)	図書館職員の研修、育成などについては、基本方針6に示しています。
地域・行政資料サービスについて、図書館が所蔵していない郷土資料も調べられるように充実してほしい。(1件)	郷土資料を含めた西東京市の地域・行政資料については、基本方針3に示す取組と基本方針5に示す他部署との連携によりサービスを進めます。

下表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。

全文は、情報公開コーナー(田無庁舎5階)・市 田 でご覧になれます。

事案名 西東京市第2次産業振興マスタープラン(素案)

▶産業振興課 田 042-420-2819

【公表日】3月15日(金) 【募集期間】令和5年11月24日～12月25日
【意見件数】10件(8人)

寄せいただいた主な意見	検討結果
プレミアム応援カードなどの学生向けのサービスも提供しているが、実際にそのサービスを利用している学生は少ない。大学と連携して、大学内でも告知をした方が利用する学生が増え、好きな飲食店が増えることにもつながる。(1件)	学生向けのサービスの提供については、市内にある大学および関係機関にチラシの配布を依頼するなどの取組みを行いました。引き続き、幅広い世代に向けた支援を行うために、学生や大学などとの連携を図ります。
女性の起業支援サポート事業のハンサム・ママは「しごと」分野での発展はもちろんだが、他市にないサポートなので、「西東京市ブランド」としても今後も事業の継続を望む。女性が生き生きと働き、輝いている街は産業の活性化、子育ての環境としても整えていくべきだと思う。(1件)	女性の働き方サポート推進におけるハンサム・ママプロジェクト事業については、子育て世代を中心とした女性が理想の働き方を実現できるよう、充実を図るとともに、「西東京市ブランド」としても、引き続き事業を推進します。

事案名 第2期西東京市文化財保存・活用計画(素案)

▶社会教育課 田 042-420-2832

【公表日】3月15日(金) 【募集期間】1月24日～2月23日
【意見件数】8件(7人)

寄せいただいた主な意見	検討結果
下野谷遺跡などの文化財のお菓子の開発などは行わないのか。(1件)	文化財を活用した地域事業者と連携したまちの魅力づくりとして、ブランドの創出に活かします。
YouTubeなどを活用した史跡などの文化財の紹介動画の作成推進が必要。(1件)	文化財情報の発信として、デジタル技術を活用した情報の発信を行います。
主要な街道と社寺との関係がわかる地図があるとよい。解説があればさらに良いと思う。(1件)	文化財に親しめる刊行物などによる情報発信といった事業を推進します。
田無駅周辺には江戸時代の街並みや人々の生活を想像できる施設や環境が多数残されているが、現在では活かされていない。これらを地域や商店会の活性化・観光などに活かすような方策が必要ではないか。具体的には、まちあるき、水車などの復元、ARの活用など、市民ガイド、案内所や休憩所の設置。(1件)	本計画では、わかりやすく市の歴史文化を理解していただくために、一定のまとまりをもつ文化財群により6つのストーリーを組みあげます。その中で、「街場と生産場をつなぐ大動脈」として、江戸の田無の物語を掲載します。それに関連する文化財の保存と活用に関しては、本計画にて示している「歩いて楽しむまちなか文化財」と「下野谷遺跡」の2つのモデルを参考に、ご指摘に関する具体的な取組も検討します。
公民館や図書館と連携して、地域の歴史を学ぶ講座や活動に活用に取り組む必要がある。十年前と比較するとこのような取組が少なくなったと感じる。(1件)	文化財等を活用し、公民館や図書館と連携し、生涯学習の取組を進めてまいります。

事案名 第3次西東京市農業振興計画(素案)

▶産業振興課 田 042-420-2820

【公表日】3月15日(金) 【募集期間】令和5年11月24日～12月25日
【意見件数】7件(5人)

寄せいただいた主な意見	検討結果
近くに畑がありません。収穫体験など、土にふれる機会をつくってほしい。(1件)	市民の皆さんに農業の魅力を感じていただくために、近隣に農地がない方にもイベントを通じ、農業・農地にふれる機会を創出します。
新鮮な野菜が食べたいので、直売所マップがあるとよい。(1件)	市民の皆さんの食と暮らしを支える市内産農産物を販売する直売所は、本市の農業の情報発信の拠点として重要度が高いと考えています。いただいたご意見を参考に、直売所の周知を図っていきたく考えています。

事案名 西東京市空き家等の対策の推進に関する条例の改正

▶住宅課 保 042-438-4052

【公表日】3月5日 【募集期間】1月9日～2月9日
【意見件数】1件(1人)

寄せいただいた主な意見	検討結果
土地所有者と建物所有者が異なる空き家などについては、対応が難化しやすいと考えられます。このような事案の場合、自治体、土地所有者および建物所有者を含めて早急な協議が必要であることに加え、緊急性が予見された場合の何らかの対策が必要です。	空き家などの所有者などへの対応については、現行条例において「予防のための助言又は指導」を規定しています。また、緊急性が予見される案件については、現行条例において「緊急安全措置」を規定しており、改正条例においては災害時などにおける「緊急代執行」を規定します。